

確定申告

申告相談が始まります

2月8日から3月15日まで、市・県民税、国民健康保険税の申告受付相談を行います。日程は左ページのとおりです。できるだけ指定日に指定会場での申告をお願いします。

税の申告はなぜ必要？

市は、正確で公平な課税をするために、対象となるすべての住民の所得状況を把握し、確定しなければなりません。正当な理由がなく、申告をしなかった場合は「無申告者」となります。無申告者は、所得の確定ができないばかりか、所得証明書の発行や国民健康保険税の軽減を受けることができないなどの不利益が生じます。

ます。期限内に必ず申告を済ませるようにお願いします。

申告が必要になる人

申告が必要な人は、19年1月1日現在、市内に住所または住居がある人です。次のいずれかに当てはまる人は、申告の必要があります。
①給与所得者で年末調整が完了して、ほかに収入がない人
②個人または税理士などを通



申告相談の受付日程

【西根地区】
2月8日(木)～3月15日(木)
【松尾地区】
2月13日(火)～3月15日(木)
【安代地区】
2月15日(木)～3月15日(木)

じて、税務署に申告書を提出した人
③収入が公的年金のみで、受給額が70万円以下(65歳以上の人は120万円以下)の人
④収入がなく、家族の申告により扶養になっている人
※収入がない人でも、①～④のいずれかに当てはまらない人は申告が必要です。

給与所得があつて、年末調整を終えていない人や、2カ所以上から給与の支給を受けている人は、確定申告が必要です。
。給与明細書または源泉徴収票(原本)
◎営業収入があつた人
。平成18年分収支内訳書集計表(一般用)
。売り上げ・仕入れ帳簿・経費明細書
。領収書など
※平成18年分収支内訳書集計表(一般用)は記入し、領収書は項目ごとにまとめて持参してください。

必要書類のチェックを

申告する場合は、次の書類などが必要です。申告会場にお出掛けの際は、もう一度確認してください。
■必ず持ってくるもの
。生命保険や損害保険の支払証明書
。社会保険料(国民健康保険税・介護保険料などの)領収書
。国民年金保険料の控除証明書
。申告者本人の印鑑
※口座振替納税を希望する人は、本人の口座番号がわかるもの(通帳など)と通帳印
■主な申告内容別の必要書類
◎給与収入があつた人

◎農業収入があつた人
。平成18年分収支内訳書集計表(農業用)
。JA取り引き実績表
。領収書など
※平成18年分収支内訳書集計表(農業用)は記入し、領収書は項目ごとにまとめて持参してください。
※免税対象の肉用牛の売却所得は「販売証明書」と肉用牛免税所得計算書がないと、免税になりませんので、注意し

てください。
◎年金などで収入があつた人
。社会保険庁が発行した源泉徴収票(原本)
■該当する人が必要な書類
◎住宅借入金等特別控除を受ける人(初年度)
。借入金残高証明書
。住民票の写し
。登記簿謄本
。工事請負契約書
。建築確認通知書(増改築の場合)
◎医療費控除を受ける人
。病院の領収書
。高額療養費などの受け取り額がわかる書類
※領収書は、必ず事前に集計してきてください。
◎障害者控除を受ける人
。障害者手帳など
※介護保険証をお持ちの人は、事前に市生活福祉部長寿社会課から「障害者控除対象認定書」の交付を受けてください。
■問い合わせ先
市企画総務部税務課市民税係(☎76-2111、内線1242、1247、1248、1249)

市・県民税、国民健康保険税申告受付日程

	西根地区		松尾地区		安代地区	
	市役所本庁舎 3 階大会議室		松尾総合支所 3 階大会議室		安代総合支所 2 階大会議室(2月15～23日、3月7～15日) 田山スポーツ交流館(2月26～3月6日)	
	午前 9 時～12 時	午後 1 時～ 3 時	午前 9 時～12 時	午後 1 時～ 3 時	午前 9 時～12 時	午後 1 時～ 3 時
2 月 8 日(木)	駅前一～二区	上町、雇用促進、仲町	柏台、温泉郷			
2 月 9 日(金)	松川	下町一～二区				
2 月13日(火)	山後、白屋	下町三区				
2 月14日(水)	渋川開拓	渋川、岡村、大石平				
2 月15日(木)	五百森		刈屋	上寄木	小柳田、有矢野	五日市、日影、湯の沢
2 月16日(金)	北村	山子沢	立石	関口	川原、石神	目名市、戸沢、繋沢
2 月19日(月)	両沼	中関	寄木新田		中佐井 1～2 区、岩屋、岩木	中佐井 3～4 区、土沢
2 月20日(火)	館腰	薬師			細野、安比(安代)	豊畑、星沢
2 月21日(水)	中村	上平笠	北寄木		黒沢、赤坂田	寄木、扇畑
2 月22日(木)	間羽松	中平笠	中郡	鹿野	松木田、小屋畑	高畑、寺志田、雇用促進住宅
2 月23日(金)	町組	下平笠	小屋の沢	大花森	向久保、保土沢	
2 月26日(月)	高宮	南平笠	上時森	下時森		苗代沢、姥子石、矢神、矢神住宅
2 月27日(火)	堀切	東、大久保	谷地中		田中、新興通	新興通、愛の山 1～4 区
2 月28日(水)	松久保	笹目	湯沢		下川原、下田山、本町、杉沢	沢口、鳥居元、上川原
3 月 1 日(木)	栴沢	わし森、駅前	中松尾		上田山、栗木田	平又、長者前
3 月 2 日(金)	山崎		落合		石名坂 1～3 区	折壁 1～4 区、日泥
3 月 5 日(月)	共新、大泉、小福田	寺田新田	山道	向村	戸鎖、館市、佐比内、兄畑	切通、瀬ノ沢
3 月 6 日(火)	野口	土沢	中沢		兄川(上、中、下)	
3 月 7 日(水)	帷子	寺田	田中		新町 1 区、2 区表裏	新町 3～6 区
3 月 8 日(木)	川原目	若谷地	森子		新町 7～8 区、曲田住宅	曲田、横間
3 月 9 日(金)	上関	館沢	上村		清水 1～3 区	
3 月12日(月)	荒木田	予備日	安比(松尾)、前森		予備日	
3 月13日(火)	予備日		予備日		予備日	
3 月14日(水)	予備日		予備日		予備日	
3 月15日(木)	予備日		予備日		予備日	

1月下旬から、申告書(所得税・住民税)、収支内訳書(営業等、農業、不動産)などを用意しますので、必要な人は市企画総務部税務課、各総合支所総務民生課まで直接取りに来ていただくか、連絡があれば郵送します。なお、前年所得税の確定申告をした人は、1月下旬～2月上旬に盛岡税務署から申告書類が送付されますので、そちらを使用してください(申告相談の際は、必ず持参してください)。

市役所では、消費税および贈与税の申告相談はできませんので、盛岡税務署の申告相談会場(アイーナ)へお出掛けください。

税務署の申告相談はアイーナへ

盛岡税務署の申告書作成会場が次のとおり開設されますので、所得税(譲渡所得を含む)、消費税、贈与税の申告が必要な人はご利用ください。

■開設期間 2月1日(木)～3月15日(木)(土日祝日は休み。ただし、2月18日(日)と25日(日)に限り開設)
※この期間外は、税務署へ問い合わせください。

■開設時間 午前9時～午後4時
※昼休みの時間帯は、申告書の受け付けと用紙の配布業務を行っています。

■開設場所 いわて県民情報交流センター(アイーナ)、盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号
詳しくは、盛岡税務署(☎019-622-6141)まで。

